

(中略)

2 (略)

3 第一項の規定による方法書_____及び事前調査書(以下「方法書等」という。)の提出は、当該対象事業の内容がおおむね特定され、かつ、環境影響評価の結果に基づいてその計画を修正することが可能な時期に行わなければならない。

(方法書等の公告及び縦覧等)

第八条 市長は、方法書等の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、方法書等の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、方法書等を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

2 市長は、その実施に際し、法令等の規定により、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意(第四十三条第三項及び第五十条第六項を除き、以下「免許等」という。)又は届出(当該届出に係る法令等において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。)が必要とされる対象事業について、前項の規定による公告を行ったときは、遅滞なく、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る方法書等を送付するものとする。

(中略)

2 (略)

3 第一項の規定による方法書、**要約書**及び事前調査書(以下「方法書等」という。)の提出は、当該対象事業の内容がおおむね特定され、かつ、環境影響評価の結果に基づいてその計画を修正することが可能な時期に行わなければならない。

(方法書等の公告及び縦覧等)

第八条 市長は、方法書等の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、方法書等の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書等を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 市長は、その実施に際し、法令等の規定により、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意(第四十三条第三項及び第五十条第六項を除き、以下「免許等」という。)又は届出(当該届出に係る法令等において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。)が必要とされる対象事業について、前項の規定による公告を行ったときは、遅滞なく、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る方法書等を送付するものとする。

H24.4.1
施行

H24.4.1
施行

(方法書説明会の開催等)

第八条の二 事業者は、前条第一項の縦覧期間内に、対象事業に係る方法書に記載された関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、市長に通知するとともに、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに、規則で定めるところにより公告しなければならない。

3 事業者は、その責めに滞ることができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

4 事業者は、方法書説明会を開催したときはその概要を、開催しなかったときはその理由を、書面により市長に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出等)

第九条 方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有

(方法書についての意見書の提出等)

第九条 方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有

する者は、前条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

第十条～第十二条 (略)

(準備書の提出)

第十三条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、これを要約した書類(次条及び第十五条第三項において「要約書」という。)と併せて、市長に提出しなければならない。

2及び3 (略)

(準備書の公告及び縦覧等)

第十四条 市長は、準備書及び要約書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、準備書及び要約書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

2 (略)

する者は、第八条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

第十条～第十二条 (略)

(準備書の提出)

第十三条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、これを要約した書類(次条_____において「要約書」という。)と併せて、市長に提出しなければならない。

2及び3 (略)

(準備書の公告及び縦覧等)

第十四条 市長は、準備書及び要約書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、準備書及び要約書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 (略)

H24.4.1
施行

H24.4.1
施行

H24.4.1
施行

(説明会の開催等)

第十五条 事業者は、前条第一項の縦覧期間内に、対象事業に係る準備書に記載された関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、市長に通知するとともに、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに、規則で定めるところにより公告しなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、前条第一項の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

4 事業者は、説明会を開催したときはその概要を、開催しなかったときはその理由及び準備書の記載事項についての周知の方法を、書面により市長に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書説明会の開催等)

第十五条 事業者は、前条第一項の縦覧期間内に、対象事業に係る準備書に記載された関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第八条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十五条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十五条第一項及び同条第二項において準用する前三項」読み替えるものとする。

H24.4.1
施行

第十六条～第十九条（略）

（評価書の公告及び縦覧）

第二十条 市長は、評価書及び要約書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、評価書及び要約書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、評価書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

（免許等を行う者等への要請）

第二十一条 市長は、対象事業の実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる場合において、前条の規定による公告の日までに当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る評価書及び要約書の写しを送付するとともに、当該免許等又は特定届出の審査に際し、当該評価書の記載事項に配慮し、当該事業に関する環境の保全及び創造についての適正な配慮がなされるよう要請するものとする。

第二十二条～第二十七条（略）

（事後調査報告書の公告及び縦覧）

第二十八条 市長は、事後調査報告書の提出を受けたときは、遅滞な

第十六条～第十九条（略）

（評価書の公告及び縦覧）

第二十条 市長は、評価書及び要約書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、評価書及び要約書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、評価書及び要約書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（免許等を行う者等への要請）

第二十一条 市長は、対象事業の実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる場合において、前条の規定による公告の日までに当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る評価書及び要約書を送付するとともに、当該免許等又は特定届出の審査に際し、当該評価書の記載事項に配慮し、当該事業に関する環境の保全及び創造についての適正な配慮がなされるよう要請するものとする。

第二十二条～第二十七条（略）

（事後調査報告書の公告及び縦覧）

第二十八条 市長は、事後調査報告書の提出を受けたときは、遅滞な

H24.4.1
施行

H24.4.1
施行

く、その旨、事後調査報告書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、事後調査報告書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

第二十九条～第三十四条（略）

（都市計画決定権者による手続）

第三十五条

1（略）

2 前項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価に関する手続を行う場合において、都市計画決定権者は、事業者に対し、同項の環境影響評価に関する手続を行うための資料の提供、説明会 _____ への出席その他の必要な協力を求めることができる。

3及び4（略）

第三十六条及び第三十七条（略）

（法対象事業に係る方法書についての市長の意見）

第三十八条 市長は、法第十条第二項の規定に基づいて県知事に意見を述べるとき _____

_____ は、法第八条第一項の意見に配慮するとともに、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

く、その旨、事後調査報告書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、事後調査報告書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第二十九条～第三十四条（略）

（都市計画決定権者による手続）

第三十五条

1（略）

2 前項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価に関する手続を行う場合において、都市計画決定権者は、事業者に対し、同項の環境影響評価に関する手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

3及び4（略）

第三十六条及び第三十七条（略）

（法対象事業に係る方法書についての市長の意見）

第三十八条 市長は、法第十条第二項の規定に基づいて県知事に意見を述べるとき 及び同条第四項の規定に基づいて法第二条第五項に規定する事業者（以下「法対象事業者」という。）に意見を述べる

ときは、法第八条第一項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、

H24.4.1
施行

H24.4.1
施行

H24.4.1
施行

(法対象事業に係る公聴会の開催)

第三十九条 第十七条の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「法第十九条」と、「次条第一項」とあるのは「法第二十条第二項において準用する法第十条第二項」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「法第二条第五項に規定する事業者」と読み替えるものとする。

(法対象事業に係る準備書についての市長の意見)

第四十条 市長は、法第二十条第二項において準用する法第十条第二項の規定に基づいて県知事に意見を述べるとき _____ は、法第十九条の意見及び見解並びに前条において準用する第十七条第三項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(意見書の写しの提出の要請)

第四十一条 市長は、法第十条第二項及び法第二十条第二項において準用する法第十条第二項の規定に基づいて県知事に意見を述べるため必要があると認めるとき _____

審査会の意見を聴かなければならない。

(法対象事業に係る公聴会の開催)

第三十九条 第十七条の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「法第十九条」と、「次条第一項」とあるのは「法第二十条第二項及び第四項」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「第三十八条に規定する法対象事業者」と読み替えるものとする。

(法対象事業に係る準備書についての市長の意見)

第四十条 市長は、法第二十条第二項 _____ の規定に基づいて県知事に意見を述べるとき 及び同条第四項の規定に基づいて法対象事業者に意見を述べるときは、法第十九条の意見及び見解並びに前条において準用する第十七条第三項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(意見書の写しの提出の要請)

第四十一条 市長は、法第十条第二項及び法第二十条第二項 _____ の規定に基づいて県知事に意見を述べるため必要があると認めるとき 並びに法第十条第四項及び法第二十条第四項の規定に基づいて法対象事業者に意見を述べるため必

H24.4.1
施行

H24.4.1
施行

H24.4.1
施行

は、法第二条第五項に規定する事業者(以下「法対象事業者」という。)に対し、法第八条第一項及び法第十八条第一項の意見書の写しの提出について協力を求めることができる。

第四十二条 (略)

(事後調査等に関する手続)

第四十三条 第四章及び第三十三条の規定による事後調査に関する手続は、法対象事業について準用する。この場合において、第二十四条中「事業者」とあるのは「第四十一条の法対象事業者(以下「法対象事業者」という。)」と、第二十五条及び第二十六条中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条中「評価書に記載された事後調査の計画」とあるのは「事後調査計画書(第四十二条第六項の規定に基づいて修正をしたときは、当該修正後の事後調査計画書。以下同じ。)」と、同条第一号中「第十三条第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「第四十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項」と、同条第三号中「評価書に記載された関係地域」とあるのは「第四十二条第一項第三号の地域(同条第六項の規定に基づいて事後調査計画書の修正をしたときは、当該修正後の事後調査計画書に記載された当該地域。以下同じ。)」と、同条第五号中「環境の保全及び創造のための措置」とあるのは「法第十四条第一項第七号口の措置」と、第二十七条及び第二十九条中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条中「評価書に記載された関係地域」とあるのは「第四十二条第一項第三号の地域」と、「明らかに評価書

要があると認めるときは、法対象事業者

に対し、法第八条第一項及び法第十八条第一項の意見書の写しの提出について協力を求めることができる

第四十二条 (略)

(事後調査等に関する手続)

第四十三条 第四章及び第三十三条の規定による事後調査に関する手続は、法対象事業について準用する。この場合において、第二十四条中「事業者」とあるのは「第三十八条に規定する法対象事業者(この章及び第三十三条において「法対象事業者」という。)」と、第二十五条及び第二十六条中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条中「評価書に記載された事後調査の計画」とあるのは「事後調査計画書(第四十二条第六項の規定に基づいて修正をしたときは、当該修正後の事後調査計画書。以下同じ。)」と、同条第一号中「第十三条第一項第一号に掲げる事項」とあるのは「第四十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項」と、同条第三号中「評価書に記載された関係地域」とあるのは「第四十二条第一項第三号の地域(同条第六項の規定に基づいて事後調査計画書の修正をしたときは、当該修正後の事後調査計画書に記載された当該地域。以下同じ。)」と、同条第五号中「環境の保全及び創造のための措置」とあるのは「法第十四条第一項第七号口の措置」と、第二十七条及び第二十九条中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条中「評価書に記載された関係地域」とあるのは

H24.4.1
施行

H24.4.1
施行

とあるのは「明らかに法第二十一条第二項の環境影響評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第二項の規定による補正をしたときは、当該補正後の環境影響評価書。以下同じ。)」と、第三十条第一項中「評価書」とあるのは「法第二十一条第二項の環境影響評価書」と、「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、第三十一条第一項中「評価書」とあるのは「法第二十一条第二項の環境影響評価書」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、第三十三条第一項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「第七条第一項の規定による方法書等の提出後」とあるのは「法第二十七条の規定による公告の日後(第三号に該当することとなった場合にあっては、法対象事業に係る工事の着手後)」と、同項第二号中「第七条第一項第二号に掲げる事項」とあるのは「第四十二条第一項第二号に掲げる事項」と、同項第四号及び同条第三項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「環境影響評価及び事後調査」とあるのは「事後調査」と、同条第四項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と読み替えるものとする。

第四十四条～第五十三条 (略)

附 則

1～6 (略)

「第四十二条第一項第三号の地域」と、「明らかに評価書」とあるのは「明らかに法第二十一条第二項の環境影響評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第二項の規定による補正をしたときは、当該補正後の環境影響評価書。以下同じ。)」と、第三十条第一項中「評価書」とあるのは「法第二十一条第二項の環境影響評価書」と、「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、第三十一条第一項中「評価書」とあるのは「法第二十一条第二項の環境影響評価書」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、第三十三条第一項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「第七条第一項の規定による方法書等の提出後」とあるのは「法第二十七条の規定による公告の日後(第三号に該当することとなった場合にあっては、法対象事業に係る工事の着手後)」と、同項第二号中「第七条第一項第二号に掲げる事項」とあるのは「第四十二条第一項第二号に掲げる事項」と、同項第四号及び同条第三項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「環境影響評価及び事後調査」とあるのは「事後調査」と、同条第四項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と読み替えるものとする。

第四十四条～第五十三条 (略)

附 則

1～6 (略)

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業等の環境影響評価及び事後調査に関する手続に関する特例)

H23.12.16
施行

- 7 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業及び防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第二条第二項に規定する集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業に関し特に緊急に実施する必要があると認めるときは、第三章及び第四章に規定する手続を簡略化することができる。
- 8 前項の規定による手続の簡略化の内容は、同項に規定する土地区画整理事業及び住宅団地の造成の事業に係る事業者からの申出に基づき、市長が決定する。
- 9 市長は、前項の規定による決定をするにあたっては、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則に見出し及び三項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の仙台市環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第八条、第十四条、第二十条又は第二十八条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第七条第三項に規定する方法書等、新条例第十三条第一項に規定する準備書及び要約書、新条例第十九条第二項に規定する評価書及び要約書又は新条例第二十六条の事後調査報告書について適用する。
- 3 新条例第八条の二（新条例第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第七条第一項に規定する方法書及び前項の準備書について適用する。

